破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第２３号
横浜市港南区日野中央２丁目40番12―305号
債務者　佐藤　雅男
１　決定年月日時　平成24年１月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　阿野　順一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月19日午前10時10分
５　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８８１３号
兵庫県宝塚市逆瀬川１丁目２番１号　シティライフ逆瀬川アピア１―1201号室、住民票上の住所大阪市淀川区木川東４丁目17番９―1511号
債務者　青木　勝稔
１　決定年月日時　平成24年１月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　塩野　隆史
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月11日午後３時
５　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８１６号
広島市安佐北区あさひが丘５丁目２番１号
債務者　ジェイサポートこと　村田　達夫
１　決定年月日時　平成24年１月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　丸岡　道秀
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月23日午後２時
５　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１４３号
広島市安佐南区安東６丁目７番13号
債務者　角谷　好男
１　決定年月日時　平成24年１月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中原　良子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月18日午後３時30分
５　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１４４号
広島市安佐南区安東６丁目７番13号
債務者　角谷　悦子
１　決定年月日時　平成24年１月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中原　良子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月18日午後３時30分
５　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３０４号
大分市大字荏隈191番地　アーバニティー荏隈Ｂ101
債務者　寺本　久子
１　決定年月日時　平成24年１月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　梅本　哲平
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月24日午後２時45分
５　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第４５８号
大阪府池田市神田１丁目28番19号、前住所大阪府池田市神田１丁目30番２号
債務者　齋藤　清子
１　決定年月日時　平成24年１月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　坂井希千与
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月26日午前11時
５　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第１１１６号
兵庫県西宮市高須町１丁目１番９―208号、従前の住所神戸市北区鹿の子台北町６丁目８番９号
債務者　里　　義明
１　決定年月日時　平成24年１月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　籔内　正樹
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月12日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１１０２号
兵庫県西宮市今津曙町６番９―201号、前住所兵庫県西宮市津門大塚町１番１―202号
債務者　式地　喜志
１　決定年月日時　平成24年１月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　柴崎　　崇
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月12日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第２１８２号
埼玉県川越市南大塚２丁目５番地１
債務者　田口　靖子
１　決定年月日時　平成24年１月16日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　阿部　高明
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月９日午前11時45分
５　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第４２２号
盛岡市下米内字伊勢沢42番地１
債務者　赤澤　　茂
１　決定年月日時　平成24年１月17日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　吉田　瑞彦
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月29日午前11時
５　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第８２３号
静岡市駿河区谷田45番15号　ヴェラハイツ欅201号
債務者　八木　宏幸
１　決定年月日時　平成24年１月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　祖父江史和
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月27日午後３時
５　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１８５９号
京都市西京区下津林芝ノ宮町35　グレース芝ノ宮２―Ｃ、住民票上の住所京都市南区久世大藪町147番地16
債務者　志賀　好幸
１　決定年月日時　平成24年１月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　佐野　就平
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月12日午前10時
５　免責意見申述期間　平成24年３月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１０８８号
兵庫県西宮市門戸岡田町２番14号
債務者　門田　謙二
１　決定年月日時　平成24年１月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　宮本　英幸
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月12日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成24年３月29日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第６５３号
茨城県笠間市笠間1764番地１
債務者　山口　松子
１　決定年月日時　平成24年１月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　野村　貴広
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月13日午前10時40分
５　免責意見申述期間　平成24年３月30日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第２１８７号
さいたま市南区松本３丁目10番２号
債務者　遠藤　松美
１　決定年月日時　平成24年１月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　峯岸　優子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月17日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第５３３号
埼玉県行田市長野４丁目16番地９
債務者　福元　一義
１　決定年月日時　平成24年１月17日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　丸田健太郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月17日午前11時30分
５　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部